3 ニュース等でよく見るキーワード

ディスクロージャー誌では、「貸借対照表」や「損益計算書」のほかにも、経営状況を示す各種資料が掲載されています。また、決算発表や四半期報告など生命保険会社の経営状況に関するニュースでは、さまざまなキーワードがとりあげられていますので、それらの意味を理解しておきましょう。

どのくらいの売上規模か－契約業績の指標－

保険料等収入

保険料等収入とは、契約者から実際に払い込まれた保険料（および再保険収入）による収益で、生命保険会社の収益の大半を占めています。

契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、**保有契約高、新契約高**があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

生命保険の商品区分ごとに契約高の算出方法は次のように定められています。

- **個人保険、団体保険**…　死亡時の支払金額等、保障額の総合計額
- **個人年金保険**　…　年金支払開始前の契約：年金支払開始時における年金原資の額
  年金支払開始後の契約：責任準備金の額
  } の合計額
- **団体年金保険**　…　責任準備金の額

ディスクロージャー誌には、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、保有契約高と新契約高が掲載されており、その生命保険会社が保障している金額がわかります。

生命保険会社によっては、より詳細に保有契約高や新契約高の明細表を掲載している場合もあります。

年換算保険料

個人保険・個人年金保険に関して、「保険種類別」および「通貨別」にそれぞれ一時払・平準払商品ごとに保有契約・新契約の**年換算保険料**が開示されています。

保険料の支払い方法には、月払いのほか、年払いや契約時に全額を支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や、一定期間で支払いを終える方法があります。年換算保険料とは、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うとした場合に、1年間にどのくらいの保険料収入に相当するかを示しています。

【例：保険期間5年の一時払保険（保険料100万円）の場合】
・保険料収入＝100万円
・年換算保険料＝20万円（100万円÷5）

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、契約高は比較のための指標としても優れたものでした。しかし、現在では、医療、がん、介護、個人年金といった、被保険者が生存中に給付を受ける保険商品が増えています。これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで正確に業績を判断することが難しくなったことから、これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

生命保険会社の業績を比較、分析する場合、保険種類ごとの特徴や契約件数などとあわせて、年換算保険料を確認することが有効です。

収益力はどうかー収益性の指標ー

基礎利益

「基礎利益」とは、生命保険会社の保険本業による収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に近いものです。具体的には、保険料収入や保険金・年金・給付金の支払い、責任準備金の繰入れ・戻入れ、事業費の支払いといった保険関係の損益と、資産運用関係のうち利息・配当金収入や支払利息など、予定利率に基づく運用収支(利差)を合算したものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求められます。

基礎利益 ＝ 経常利益 －（キャピタル損益＋臨時損益）

●キャピタル損益＝	＋）キャピタル収益	①金銭の信託運用益 ②売買目的有価証券運用益 ③有価証券売却益 ④金融派生商品収益 ⑤為替差益 ⑥その他キャピタル収益
	－）キャピタル費用	①金銭の信託運用損 ②売買目的有価証券運用損 ③有価証券売却損 ④有価証券評価損 ⑤金融派生商品費用 ⑥為替差損 ⑦その他キャピタル費用
●臨時損益＝	＋）臨時収益	①再保険収入 ②危険準備金戻入額 ③個別貸倒引当金戻入額 ④その他臨時収益
	－）臨時費用	①再保険料 ②危険準備金繰入額 ③個別貸倒引当金繰入額 ④特定海外債権引当勘定繰入額 ⑤貸付金償却 ⑥その他臨時費用

利差（順ざや／逆ざや）

予定利率に基づき、見込んでいる運用収益に対して、実際の運用収支が上回る状態を**「順ざや」**、下回る状態を**「逆ざや」**といいます。

生命保険会社が開示している順ざや／逆ざや額は、次の方法で算出しています。

順ざや／逆ざや額 ＝（基礎利益上の運用収支等の利回り※1 － 平均予定利率※2）×一般勘定責任準備金※3

※1　基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から、社員（契約者）配当金積立利息繰入額を控除した金額を、一般勘定責任準備金で割り算して得られる利回りのこと。
※2　予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのこと。
※3　危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）×1／2

運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかを示す指標が、**運用利回りです**。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。運用利回りは、経常損益に計上される資産運用収益から、資産運用費用を引き、これに保険業法第112条に基づく評価益（25ページ参照）を加えた金額を、平均の運用額（帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの）で割り算して算出します。運用利回りは、生命保険会社の資産運用状況を把握するうえで重要な指標です。

$$\text{運用利回り}(\%) = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}^{※4}}$$

※4　当期の日々の一般勘定資産を累積し、平均したもので、当期の平均運用額を示します。

リスク対応力はどうかー健全性の指標ー

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー･マージンとは、**「支払余力」**という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、例えば大災害や株価の大暴落、パンデミックなど、予想もしない環境変化が起こる場合があります。このような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが**ソルベンシー・マージン比率**です。この比率は、リスクに対する資本の大きさで計測されます。具体的には、資産・負債の差額（純資産）に基づく「適格資本の額」を、数値化した諸リスクを統合して算出した額である「所要資本の額」で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が100%を下回った場合には、監督当局の早期是正措置が発動する可能性があります。逆にこの比率が100%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からソルベンシー・マージン比率を公表しており、その計算基準は適宜見直しが行われてきましたが、令和7年度決算からは、保険会社の資産・負債を基準日時点の金利環境等を踏まえて経済価値評価（時価評価に相当）のうえ算出するよう計算基準が見直されました。なお、法令上は、引き続きソルベンシー・マージン比率という言葉が使われますが、経済価値で評価されたソルベンシー・マージン比率であることから、一般に**ESR**（Economic Solvency Ratio）とも呼ばれています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて健全性の全てを判断することは適当ではありません。生命保険会社の健全性については、資産運用の状況や業績の推移等の経営情報、リスクテイクに関する生命保険会社の方針などから総合的に判断する必要があります。

ソルベンシー・マージン比率の計算基準の変更点

令和7年度決算から国際的な保険資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）の枠組みに準拠した新たな国内資本規制「経済価値ベースのソルベンシー規制」（以下、「新規制」という）が導入され、ソルベンシー・マージン比率の計算基準が大きく見直されました。

最も大きな変更点は、保険契約に係る負債（以下、「保険負債」という）の評価方法です。従前のソルベンシー・マージン比率における保険負債は、会計上の評価と同様、契約時に運用利回り等の計算前提を固定して算出する特徴があります。そのため金利環境が変動しても保険負債は増減せず、一部の資産の変動のみがソルベンシー・マージン比率に反映されます。その結果、特に金利低下局面において将来的な逆ざやの懸念が生じているにもかかわらず、ソルベンシー・マージン比率は上昇し、リスクの認識が遅れるなどの課題がありました。新規制下では、保険負債を含めた原則全ての資産・負債を基準日時点の金利環境などを踏まえて経済価値評価のうえ算出するため、一部の資産の変動のみが反映されるといった課題が解消され、足元の金利環境を踏まえた保険会社の健全性をより先見的に確認することが可能となります。

また、ソルベンシー・マージン比率を算出する際に想定するリスクの信頼水準が概ね95%（20年に1回発生しうるレベルのリスク想定）から99.5%（200年に1回発生しうるレベルのリスク想定）に引上げられ、より広範なリスク（10ページ参照）に対応した支払余力の評価が行われるようになりました。

■新規制と従前の規制の比較

	従前の規制	新規制
保険負債評価の計算前提	契約時で固定（決算時の金利等を反映しない）	基準日時点で再評価（決算時の金利等を反映）
将来的な逆ざやの発生懸念時において金利低下が純資産に与える影響（イメージ図）	純資産が増加（リスクの認識が遅れる） 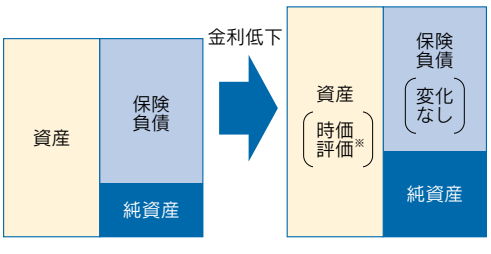 ※資産をその他有価証券（16ページ参照）で保有する場合	純資産が減少（リスクを早期に認識） 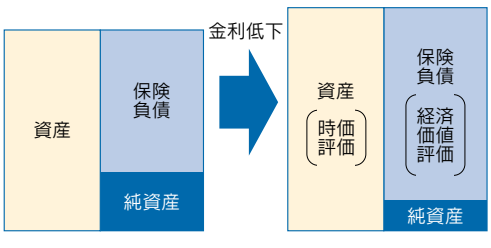
リスクの信頼水準	概ね95%（20年に1回発生しうるレベルのリスク想定）	99.5%（200年に1回発生しうるレベルのリスク想定）

■新規制の計算イメージ図

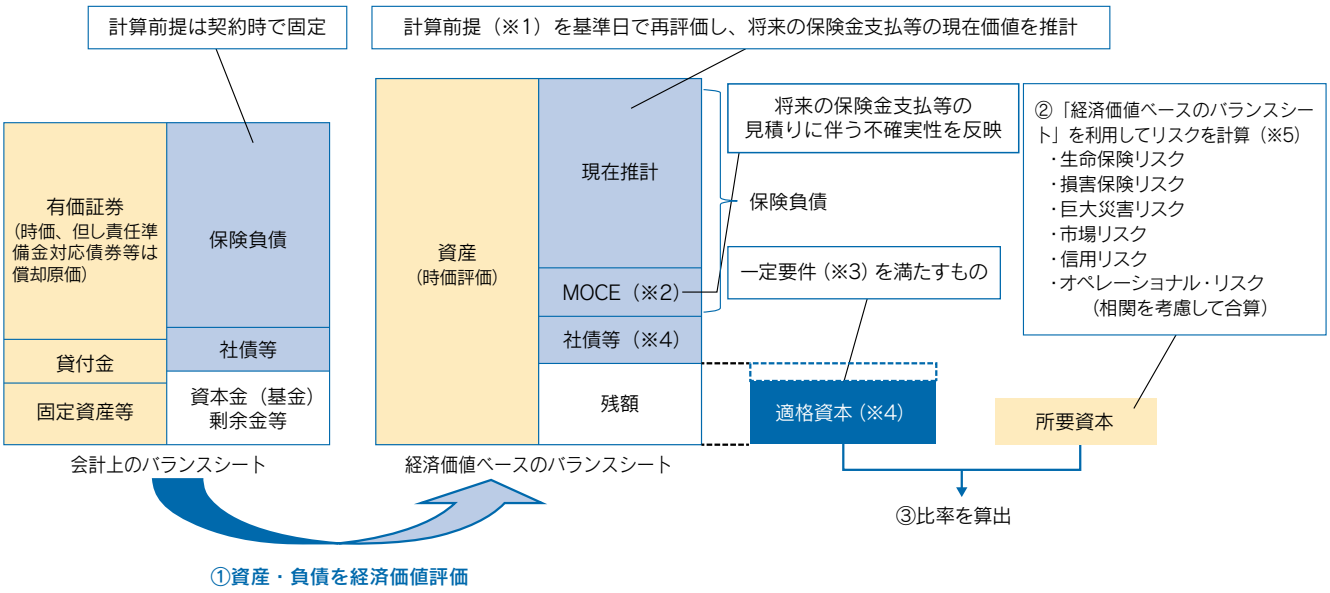

（※1）死亡率、解約率、事故率、金利等
（※2）Margin Over Current Estimateの略
（※3）永久性、償還可能性等によって、一部算入制限あり（損失吸収能力等に応じて2つの階層（Tier1／Tier2）に分類）
（※4）社債等のうち一定要件を満たすものについては、適格資本に含まれます
（※5）リスクカテゴリーごとに、99.5%の信頼水準（200年に1回の水準）に基づいた所定の手法により計算

step up!

■ ソルベンシー・マージン比率の算出式

ソルベンシー・マージン比率は次の算式により、算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本の額（支払余力）}}{\text{所要資本の額（諸リスク）}} \times 100$$

適格資本の額［＝①＋②］

適格資本は、基準日時点の金利環境等を踏まえて評価した経済価値評価の資産・負債の差額（純資産）に基づき算出され、予期せぬリスクが発生した時にその損失を吸収することができる（経済価値ベースのソルベンシー規制上の）「支払余力」を指します。

適格資本は自己の発行する株式、劣後債などの「①資本調達手段」と、利益剰余金などの「②資本調達手段以外の資本要素」に分けられ、さらに①②は、ゴーイング・コンサーン・ベース（企業が将来にわたって事業を継続するという前提）および清算時に損失を吸収する「Tier1資本」と、清算時にのみ損失を吸収する「Tier2資本」に分類されます。

＜適格資本の主な構成＞

①資本調達手段	Tier1 資本 ・株式 Tier2 資本 ・劣後債　　など
②資本調達手段以外の資本要素	Tier1資本 ・利益剰余金 （相互会社では剰余金、基金償却積立金等） ・資本剰余金 （Tier2資本に計上されるものを除く） ・その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額 ・規制上の準備金 （危険準備金、価格変動準備金等） ・経済価値ベースの調整額 （責任準備金や責任準備金対応債券等の会計上の金額を経済価値に評価替えを行うことにより生じた、経済価値ベースのバランスシートの純資産の増減額。含み損益に相当） など

所要資本の額［＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）－（E）］

保険リスク、市場リスク、信用リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクについて、99.5%の信頼水準（200年に1回発生しうるレベルのリスク想定）に基づいた所定の方法で計算し、分散効果を反映したうえで統合して算出します。

＜所要資本の主な構成＞

保険リスクの額（A） ・生命保険リスクの額 ・損害保険リスクの額 ・巨大災害リスクの額	実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうるリスクの額
市場リスクの額（B）	実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生しうるリスクの額
信用リスクの額（C）	保険会社が保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由等により発生しうるリスクの額
オペレーショナル・リスクの額（D）	保険会社等の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切または機能しないことや、外生的な事象により生じ得るリスクの額
分散効果の額（E）	性質の異なる複数のリスクを引き受けることでリスクを分散し、所要資本を低減する効果の額

＜所要資本の構成要素＞

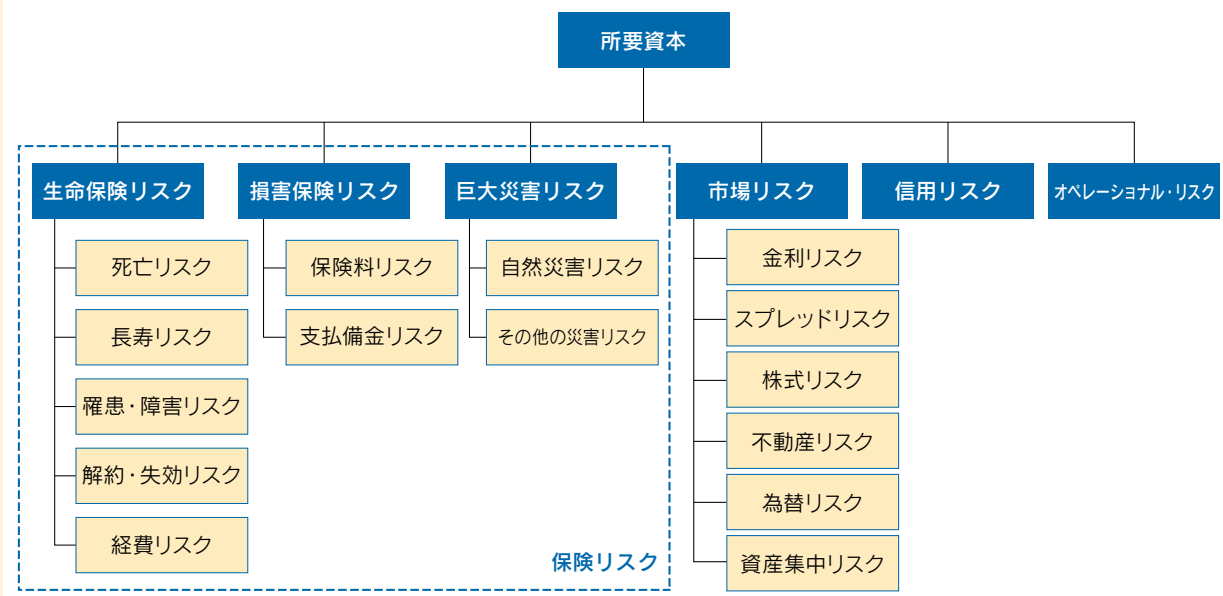

経済価値ベースのソルベンシー規制全体の枠組み

健全性政策全体が、規制上のソルベンシー・マージン比率に基づく機械的・画一的なものとならないよう、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた「多面的な健全性政策」として、「3つの柱」の考え方が採用されています。

＜第1の柱（ソルベンシー規制）＞

第1の柱は、ソルベンシー・マージン比率に関する一定の共通基準として、金融庁が基本的な計算モデル（標準モデル）を設け、契約者保護のための安全網として保険会社に対する監督介入の枠組みを定めるものです。

＜第2の柱（内部管理と監督上の検証）＞

第2の柱は、保険会社の内部管理をベースとし、監督当局が対話・検証を行う枠組みと位置付けられます。第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、監督当局が保険会社の内部管理を検証し、その高度化を促進するものです。

＜第3の柱（情報開示）＞

第3の柱は、狭義には「（健全性に係る）情報開示」と同義に用いられることもありますが、本質的な意義は、情報開示を通じた保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせるものです。

経済価値ベースのソルベンシー規制導入の意義（新規制が入ることで何がどう良くなるのか？）

経済価値ベースのソルベンシー規制（以下、「新規制」という）を導入する意義は、主に以下の3つの観点があるとされています。

＜①契約者保護＞

生命保険会社は長期間にわたる複雑なリスクを引き受ける場合も多いことから、中長期的な健全性を先見的に反映できる規制を導入することにより、例えば保険会社の支払能力の悪化が見込まれる場合にも、監督当局が保険会社に対して早期に保険金等の支払能力の確保を求めることが可能となり、契約者の保護が図られます。

＜②保険会社のリスク管理の高度化＞

生命保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくためには、規制上の要請を充足するとともに、保険会社が能動的に自らのリスク管理を高度化させていくことが必要不可欠です。新規制の導入は、こうした保険会社におけるリスク管理の高度化を促すうえで重要な役割をもっています。既に経済価値ベースの考え方を内部的に取り入れている会社については、規制上の指標が経済価値ベースとなることで内部管理上の指標との整合性が向上すること、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待されます。

＜③消費者・市場関係者等への情報提供の充実＞

生命保険会社は、自社の経営・財務の状況について、法令に基づく開示やその他自主的な情報開示を行っています。新規制導入前の経済価値ベースに関する情報開示は自主的なものであったため、指標の定義や計算方法が会社ごとに異なっているなど比較が容易ではない課題がありました。新規制導入後は、経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営のガバナンス・規律付けが向上することが期待されます。

ソルベンシー・マージン比率とあわせて確認することが有用な情報

経済価値ベースで算出するソルベンシー・マージン比率は、金利環境などの変動に連動して数値が変動しやすい特徴があります。各社の経営の健全性を確認する際には、一時点のソルベンシー・マージン比率だけでなく、以下の情報もあわせて確認することが有用です。

＜感応度分析＞

金利や株価などの前提が、一定水準変動したと仮定した場合に、「ソルベンシー・マージン比率」「適格資本の額」「所要資本の額」がどの程度変動するかという感応度分析を開示しています。変動が小さいほど安定的と言えます。

＜変動要因分析＞

生命保険会社の「適格資本の額」および「所要資本の額」の期首から期末への変動要因を開示しています。保険会社のリスクプロファイルの変化や資本政策を理解するうえで参考となるほか、「適格資本の額」の変動は、新契約の獲得による適格資本の増加（減少）額や、金利や為替などの経済環境の変化による適格資本の増減額などの情報を含むことから、会社の収益構造を理解するうえで参考とすることができます。

＜経済価値ベースのバランスシート＞

ソルベンシー・マージン比率算出の基礎となるバランスシート（貸借対照表）です。会計上の貸借対照表をベースに、会計上負債に計上されている一部項目を純資産に計上し直すなどの「組替え」と、経済価値評価への「評価替え」を行って作成しています。ソルベンシー・マージン比率算出の基礎となるものであり、保険会社の経営状況を把握するうえで参考とすることができます。

経済価値ベースのソルベンシー規制導入後の保険会社のソルベンシー・マージン比率が低くなったように見えるのはなぜ？

経済価値ベースのソルベンシー規制（以下、「新規制」という）導入に伴い、保険会社の開示するソルベンシー・マージン比率が新規制導入前と比べて低くなったように見えます。これは、ソルベンシー・マージン比率の計算式が変わり、より広範なリスクに対応した支払余力の評価が行われるようになったこと、およびソルベンシー・マージン比率の計算式の分母（リスク量）を1/2倍しなくなったことなどによる影響であり、新規制導入前後の数値を単純比較して健全性が低下したという評価をすることは適切ではありません。なお、ソルベンシー・マージン比率の計算式が変わったことに伴って、監督介入の基準も見直されています。（例えば、新規制導入前は、ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に早期是正措置の対象となる可能性があったところ、新規制導入後はその比率が100%に変更されています。）

会社によっては複数のソルベンシー・マージン比率を開示しているのはなぜ？

生命保険会社によっては、金融庁が定める基本的な計算モデル（標準モデル）に則り算出する規制上のソルベンシー・マージン比率に加えて、自社のリスク特性をより反映した計算モデル（内部モデル）に則り算出する内部管理上のソルベンシー・マージン比率を開示している場合があります。標準モデルでは各社の事業規模・リスク管理方針等にかかわらず統一的な算出方法・リスク係数が用いられる一方で、内部モデルでは各社の事業特性が反映される特徴があるため、各社のソルベンシー・マージン比率を確認する際には留意が必要です。保険会社によっては、ソルベンシー・マージン比率に目標を設定し支払余力の確保に努める会社や、ソルベンシー・マージン比率の水準に応じたリスクテイクと配当還元の方針等を規定している会社もあるため、これらの参考情報とあわせて各社のソルベンシー・マージン比率を確認すると良いでしょう。

参 考

早期是正措置

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、契約者の保護を図ることを目的として導入されている制度であり、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が100%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促すものです。

ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次の表のとおり措置内容が定められており、生命保険会社はソルベンシー・マージン比率の早期の回復に努める必要があります。

【保険会社に対する早期是正措置の概要】

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	100%以上	なし
第一区分	70%以上～100%未満	経営の健全性を確保するための改善計画の提出およびその実行の命令
第二区分	35%以上～70%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る計画の提出およびその実行 (2) 配当の禁止またはその額の抑制 (3) 契約者配当または社員に対する剰余金の分配の禁止またはその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 (5) 役員賞与の禁止またはその額の抑制その他の事業費の抑制　など
第三区分	35%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

※生命保険会社が、第二区分または第三区分に該当したことを知った後、速やかに経営改善計画を自ら策定し、監督当局に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当する区分（非対象区分は除く）の措置が取られることがあります。

知っておきたいキーワード

販売チャネル（営業職員・代理店・オンライン・銀行窓販）

生命保険は、さまざまな販売チャネルを通じて募集が行われています。販売チャネルには、それぞれ特徴や強みがあり、契約者はご自身のニーズに応じて加入チャネルを選択できるように多様化が進んでいます。

主な販売チャネルには、生命保険会社の職員が顧客と対面で、加入からアフターフォローまで継続的に対応する**営業職員チャネル**、複数の保険会社の商品を比較し、ニーズに合った提案を行う**乗合代理店チャネル**、申込みから契約までをオンラインで完結できる**オンライン（インターネット）チャネル**、銀行等の金融機関が保険代理店の登録を受けて保険募集を行う**銀行窓販チャネル**があります。

機関投資家

生命保険会社は、保険金や給付金の支払いに備え、契約者から長期にわたり保険料を預かっています。これらの資金を計画的に運用し、将来にわたって安定的に保障を提供する役割を担っている点で、生命保険会社は「**機関投資家**」としての側面を有しています。

機関投資家とは、組織として多額の資金を運用する投資主体を指し、生命保険会社のほか、銀行、年金基金、投資信託会社なども含まれます。生命保険会社の資産運用は、その資金の特性から長期・安定的な運用を基本としており、国債や社債などの債券を中心に、株式や不動産なども活用し、分散投資を通じたリスク管理が行われています。

また近年では、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）といった要素を考慮するESG投融資や、投資行動に伴う社会的責任を重視する責任投融資にも取り組んでおり、生命保険会社は機関投資家として、資産運用を通じた社会への貢献も期待されています。

スチュワードシップ・コード

「責任ある機関投資家」の諸原則である**日本版スチュワードシップ・コード**は、平成26年の策定後、同29年、令和2年および同7年に改訂されました。このコードは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境などに関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な対話を通じて、企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則のことです。

生命保険会社は中長期の機関投資家として重要な役割を担っており、コード受け入れ表明を行い、ESG（環境・社会・ガバナンス）を踏まえた投資判断や対話を積極的に実施しています。

コーポレートガバナンス・コード

コーポレートガバナンス・コードは、上場企業が幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会など）と適切に協働しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すための指針です。実効的なコーポレートガバナンスの実現に向けた基本原則が定められており、「プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）」と「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか実施しない理由を説明する）」の手法を採用しています。

格付け

格付けとは、格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットや記号で表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されています。

顧客本位の業務運営

顧客本位の業務運営とは、金融事業者が商品やサービスを提供する際に、顧客の利益を最優先に考えて行動することを求める考え方で、平成29年に金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。

生命保険会社には、わかりやすい情報提供、利益相反の適切な管理、乗換募集の妥当性の確認、募集品質の向上、苦情対応の充実などが求められます。

再保険

再保険とは、生命保険会社が引き受けたリスクの一部を再保険会社に移転し、リスクの分散や経営の安定性向上などを図る仕組みです。近年では、従来のリスク移転を主目的とする再保険に加え、「資産集約型再保険」と呼ばれる形態も活用されています。資産集約型再保険は、リスク管理と資産運用の効率性を同時に高めることを目的として、資産運用リスクを再保険会社に移転する点に特徴があります。これにより、生命保険会社は資本効率の向上などを図ることが可能となります。

アセットオーナー・プリンシプル

アセットオーナー・プリンシプルとは、年金基金や生命保険会社などのアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則のことです。プリンシプルは、アセットオーナーの範囲が幅広く、課題もそれぞれであることを踏まえ、「プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）」と「コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか実施しない理由を説明する）」の手法が採用されています。